

・平成19年度住民税のみ適用

税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲

平成19年から

皆さんの住民税が変わります!

経過措置

対象者	次のと の両方を満たす方
	平成19年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く。) 所得税との人的控除額の差 平成20年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む。) 所得税との人的控除額の差
計算方法	平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減税します。既に納税済みの場合は、還付します。
申告	対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までに、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告することにより、経過措置の適用が受けられます。

毎年の所得の変動があまりない場合、平成19年度の住民税で税負担が増えた分は、平成19年分の所得税で調整され、税負担の増減はありません。しかし、平成19年中の所得が大きく下がり(給与所得者の退職などや事業所得者等の所得の減少など)、所得税がかからなくなってしまう場合、調整すべき金額を所得税から差し引くことができなくなってしまう。このような、平成18年中の所得と平成19年中の所得との変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられています。

所得税と住民税の人的控除額の差

所得控除	所得税	住民税	差額
障害者控除			
普通障害者	27万円	26万円	1万円
特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除			
一般寡婦	27万円	26万円	1万円
特別寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除	27万円	26万円	1万円
勤労学生控除	27万円	26万円	1万円
配偶者控除			
一般配偶者	38万円	33万円	5万円
老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除			
配偶者の合計所得金額 38万円超 40万円未満	38万円	33万円	5万円
配偶者の合計所得金額 40万円以上 45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除			
一般扶養	38万円	33万円	5万円
特定扶養	63万円	45万円	18万円
老人扶養	48万円	38万円	10万円
同居老親等	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算	35万円	23万円	12万円
基礎控除	38万円	33万円	5万円

28・平成20年度分までの住民税に適用
住宅ローン控除
税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。
このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、

今まで所得税から控除されていた分については、申告により、平成20年度以後の住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられています。

